

## 特定個人情報保護評価に関する規則の改正等について

今般、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号。以下「デジタル社会形成基本法等一部改正法」という。）の一部が施行されることに伴い、特定個人情報保護評価に関する規則等の改正を行いましたので、お知らせいたします。主な変更点は下記のとおりです。

### 記

デジタル社会形成基本法等一部改正法の一部施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）が改正されることに伴い、

- ・ 特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）
- ・ 特定個人情報保護評価指針（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 4 号）
- ・ 特定個人情報保護評価指針の解説（平成 26 年 4 月 20 日個人情報保護委員会）

のうち、改正された法令を引用している部分について、必要な改正等を行いました。※

※ 特定個人情報保護評価に関する規則については令和 7 年個人情報保護委員会規則第 1 号により、特定個人情報保護評価指針については令和 7 年個人情報保護委員会告示第 6 号により改正（いずれも令和 7 年 3 月 31 日公布）。